

亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）に関するシステム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は「亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）に係るシステム構築業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

（１）業務名

亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）に関するシステム構築業務

（２）業務内容

亀岡市では、「亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）」（以下、「本制度」という。）の実施を、令和５年度に開始する予定である。（※本制度の概要については、「別添 亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）の概要」を参照のこと。）

本制度を市民が利用するにあたり、利用者の登録、活動団体の登録、活動に参加したポイントの付与、貯まったポイントの状況参照、ポイントの還元申請、活動の検索・参加申込、会員の検索・参加要請機能といったシステム構築に係る全般的な作業を行うものである。

※詳細は別紙「亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）システム導入業務仕様書」のとおり

（３）業務期間

契約締結日から令和５年３月３１日まで

（４）見積限度額

８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施形式 公募型

4 日程（予定）

令和４年６月 ６日（月）	公募開始
令和４年６月１０日（金）	質問締切
令和４年６月１５日（水）	質問に対する回答
令和４年６月２０日（月）	参加申込書の提出期限
令和４年６月２４日（金）	資格確認結果送付
令和４年７月 １日（金）	企画提案書の提出期限

令和4年7月 8日（金） プレゼンテーション審査

令和4年7月15日（金） 選定結果通知

5 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。ただし、契約締結の間に、資格要件のいずれかを有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 本業務の公示日から契約締結日までの期間において、国や地方公共団体等の指名停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティの規格を取得していること。
- (7) 本業務一括再委託しない者であること。

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式1）
- ②事業所概要（様式2）
- ③業務実績書（様式3）
- ④誓約書（様式4）
- ⑤亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※上記提出書類は、参加を希望する支店又は営業所について記載すること。

亀岡市競争入札参加資格者でない場合は、以下の書類も合わせて提出すること。

- ⑥法人にあっては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
- ⑦個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書
- ⑧法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ⑨個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ⑩役員等調書（様式5）
- ⑪支店又は営業所の場合、本社の委任状

(2) 部数

各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く）

(4) 提出場所

亀岡市役所1階 高齢福祉課生活支援係

(5) 提出期限

令和4年6月20日（月）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

公募開始から令和4年6月10日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式6）に記入の上、「17 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

(3) 回答日・回答方法

令和4年6月15日(水)午後5時までに電子メールで回答する。

また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込の手続き」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格要件を満たさなかった者に関しては、この限りではない。)

(1) 提出書類

「9 企画提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出先

亀岡市役所1階 高齢福祉課生活支援係

(4) 受付期間

令和4年7月1日(金)まで(郵送の場合は必着)

9 企画提案書について

提出書類は以下のとおりとする。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙(様式7)

②企画提案書

企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、以下に定めるところにより作成し提出すること。

なお、任意様式にて提出すること。

ア 企画提案書

「別添 亀岡市ボランティアポイント制度((仮称)いきがい健幸ポイント制度)の概要」及び仕様書の内容を踏まえ以下に示す項目順番を遵守して提案内容等を記載すること。

(ア) 本システム導入にあたっての考え方

これまでの業務経験をもとに、本システムを導入するにあたっての考え方等を記載すること。また、導入作業の中で特に留意している点や、重点的に取り組むべき事項を記載すること。

(イ) 保守の考え方

仕様書に示す運用保守作業を実現するために採用する手法を記載すること。また、令和5年度以降の年間の保守費用を参考見積書（様式8）に記載すること。

(ウ) セキュリティ対策

本システムにおけるセキュリティ対策について、仕様書別紙「機能要件一覧表」を踏まえて記載すること。

(エ) 実施スケジュール

自由様式で工程表を作成し、導入スケジュールを工程ごとに分かりやすく記載すること。

企画提案書には、提案するスケジュールで留意するポイントとその根拠をわかりやすく記載すること。

イ 予定担当者調書（様式9）

ウ 機能要件一覧表

仕様書別紙「機能要件一覧表」について、「機能要件一覧表 記入要領」に基づいて記入すること。

エ 参考見積書（様式10）及び内訳書

参考見積書については、仕様書に基づき記載すること。また、見積参考図書（内訳書、内訳明細書等含む。）を作成し、併せて提出すること。

なお、金額は税込とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。

オ その他企画提案書の記載事項に関連する資料

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 作成上の留意点

- ①文字の大きさは、原則として12ポイント以上とする。
- ②文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
- ③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- ④企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
- ⑤使用言語は日本語とし、なるべく専門用語を避けて分かりやすく平易な表現に努めること。やむを得ず企画提案書の一部に日本語以外の言語や専門用語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

⑥企画提案書表紙（様式7）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

⑦企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

10 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査およびプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

（1）日時

令和4年7月8日（金）

※時間は電子メールにて別途通知する。

（2）場所

WEB 会議システム（Zoom）によるオンライン開催

（3）出席者

出席者は3名以内とする。

（4）所要時間

45分以内（準備5分、説明30分、質疑応答10分）

（5）内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、提出した資料を画面共有により説明すること。

（6）その他

- ・指定した時間に遅刻したとき、または欠席したときは失格とする。
- ・プレゼンテーション審査の内容については、事務局による録画を実施する。

11 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するのか又は参加資格等を見直して再公告をするのかを協議し決定する。

12 選定、非選定結果通知方法

候補者選定の後、参加者全員に対して選定又は非選定の結果及び総合点を通知する。

13 結果通知等

（1）優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、機能

要件一覧表の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

14 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5. 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

15 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開する。

16 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式11）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。

- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
- ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (14) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承認を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

17 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部高齢福祉課 担当：松永（まつなが）・松本（まつもと）

電話番号：0771-25-5027

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp